

# 資料 1 - 1

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

### 新型コロナウイルス感染症対策の経過

令和2年4月27日現在  
健康福祉部 健康推進課

#### 1 国県等の主な動き

##### (1) 国等

令和2年 1月14日	・国内患者の発生(新型コロナウイルスに関連した肺炎) ※1月15日検査結果により確定
21日	・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議、「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」決定
28日	・「新型コロナウイルスを指定感染症として定める政令」(2月7日施行予定)を閣議決定
30日	・WHO(世界保健機関)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言
	・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を閣議決定
2月1日	・政令施行(政令を改正し、2月1日に前倒して施行)
13日	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を本部決定
25日	・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を本部決定
26日	・安倍総理が、今後2週間は、大規模イベントなどの中止、延期又は規模縮小等の対応を行うよう要請
27日	・安倍総理が、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について臨時休業を行うよう要請
3月10日	・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案を閣議決定
	・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」を本部決定
	・安倍総理が、今後10日間程度は大規模イベントなどの自粛を継続するよう要請
11日	・WHOが「パンデミック」を宣言
13日	・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法公布 ※3月14日施行
	・改正特措法に係る政令も同時公布 ※3月14日施行
19日	・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表
20日	・安倍総理が、大規模イベントなどの開催については専門家会議の見解を踏まえて対応するよう要請
26日	・特措法に基づく政府対策本部として「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
28日	・政府対策本部が特措法に基づく基本的対処方針を決定
4月1日	・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を更新し公表
7日	・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 ( 期間:令和2年4月7日から5月6日まで )

	(対象区域:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県)
	・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」4月7日改正 ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について、4月7日閣議決定
11日	・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」4月11日変更
16日	・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を発出 (期間:令和2年4月7日から5月6日まで ※ 7都府県以外は4月16日から5月6日まで) (対象区域:全都道府県)
	・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」4月16日変更
20日	・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の変更について閣議決定。 特別定額給付金(仮称)等の実施 (給付対象者:基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者) (給付額:給付対象者1人につき10万円)
22日	・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を更新し公表

(2)県

令和2年 1月23日	・健康危機管理対策本部を設置
27日	・「新型コロナウイルスに関する市町村説明会」開催
29日	・中国・武漢市からの在留邦人退避に係る勝浦ホテル三日月での受入れ
30日	・勝浦ホテル三日月滞在者の中から検査結果陽性2名を亀田総合病院に移送
31日	・県内1例目の患者発生 ・衛生研究所における検査体制の確立 ・県民等への電話相談窓口の設置 ・中小企業者等相談窓口の設置
2月7日	・帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来設置
12日	・勝浦ホテル三日月滞在者について、再検査の結果、全員が陰性と確認(以降、順次退所)
3月26日	・知事が県民に対し、今週末(3/28・29)の都内への不要不急の外出自粛等を要請 ・特措法に基づく県対策本部として「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
4月7日	・国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をふまえ、県対策本部として「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置内容」を決定通知
13日	・県の対策本部が「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9

	<p>項に基づく新たな措置について」を公表。(休業要請等)  (期間:令和2年4月14日(火)午前0時から5月6日(水)までの間 )  (施設の使用停止又はイベント開催の停止の協力要請8区分または適切な感染防止対策を講じた上での事業継続5区分を公表)  ・緊急事態措置電話相談窓口を設置</p>
18日	<p>・県の対策本部が「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく追加措置」を公表。(19時以降の酒類の提供について)  (期間:令和2年4月18日(土)から5月6日(水)までの間 )</p>
24日	<p>・県の対策本部が「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく追加措置」を公表。(商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止について)  (期間:令和2年4月24日(金)から5月6日(水)までの間 )</p>

## 2 本市の対応

### (1)主な対応経過

令和2年 1月27日	・県開催の「新型コロナウイルスに関する市町村説明会」出席
30日	・鴨川市新型コロナウイルス対策警戒会議開催
31日	・庁内新型コロナウイルス対策連絡会議開催 ・新型コロナウイルスに関する説明会開催 亀田総合病院 細川直登 氏、夏目隆史 氏
2月3日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部設置、第1回会議 本部長:市長 副本部長:副市長、教育長 本部員:各部長等
6日	・鴨川市新型コロナウイルス対策連絡会開催 会長:副市長 副会長:健康福祉部長 本部員:市長部局及び教育委員会事務局の課長等 ※以降、随時開催
18日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部会議 第2回会議 新型コロナウイルス対策について ※感染拡大につながるおそれのある行事等の中止・延期の検討、業務継続計画(暫定版)を策定すること等について決定
27日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部会議 第3回会議 新型コロナウイルス対策について ※市主催のイベント等の開催に関する方針を決定
28日	・安倍総理の要請を踏まえ、市内小中学校の休校を決定
3月3日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部会議 第4回会議 新型コロナウイルス対策について ※公共施設等の利用制限・休止等を決定
4日	・イベントの中止・延期や公共施設等の情報を一般に周知 ※3/7 市政協力員に各世帯への回覧を依頼
11日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部会議 第5回会議

	新型コロナウイルス対策について ※特措法の改正に伴う対応を決定
13日	・一部公共施設等の利用制限・休止等の延長を決定、周知 ・市内の医療機関、介護施設、障害者施設に対し、不織布マスク約15,000枚を配布
23日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部会議 第6回会議 新型コロナウイルス対策について ※市主催のイベント等の開催に関する方針を改定 ※公共施設等の利用制限・休止等について方針を決定
30日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部会議 第7回会議 新型コロナウイルス対策について ※基本的対処方針に係る対応について決定 ※4月以降の公共施設等の利用制限・休止等について決定 ※業務継続計画(暫定版)について決定
31日	・医師会保健所等打ち合わせ(館山市)
4月2日	・安房健康福祉センター打ち合わせ実施 ・安房医師会打ち合わせ実施 ・介護事業所との打ち合わせ実施
3日	・安全安心メール配信 ・相談や訪問対応について、ふれあいセンター職員に説明会を実施
6日	・鴨川市新型コロナウイルス対策本部会議 第8回会議 新型コロナウイルス対策について ※南房総市の患者発生の情報共有 ※4月以降の公共施設等の利用制限・休止等について決定 ・歯科医療機関および未配布の医療機関へのマスク配布 ・安全安心メール配信/HP掲載(公共施設の利用制限・休止)
7日	・第1回鴨川市・南房総市及び鋸南町の市町長・担当部課長及び国保病院院長会議(富山国保病院の感染症患者受け入れ体制について)(鴨川市) ・鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部設置(4月7日)
8日	・鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回会議 本部長:市長 副本部長:副市長、教育長、鴨川消防署長 本部員:各部長等に加え、危機管理課長が加わる ・鴨川市新型コロナウイルス感染症対策連絡会開催 第1回会議 会長:副市長 副会長:健康福祉部長 本部員:各部課長及び危機管理課長、教育委員会事務局の課長等 ※以降、随時開催 ・安全安心メールおよび防災無線を開始(5月6日まで毎日)。 (緊急事態宣言・外出自粛)
9日	・イベントの中止・公共施設等の休止情報を一般に周知
11日	・新型コロナウイルス感染症に関する土日の電話相談対応整備 (健康推進課保健予防係員2名ずつ配置)

13日	<p>・経営企画会議において①千葉県における施設の使用制限(4/14～5/6まで)に関する周知②感染拡大防止のための市職員の業務についての班分けや BCP,テレワーク等各課で検討すること③本庁舎等公共施設の相談窓口の飛沫感染防止シートの設置(購入は財政課で一括購入)について決定</p> <p>・土砂災害警戒情報発表に伴い、避難所を開設(江見公民館、曾呂公民館、大山公民館)。新型コロナウイルス感染防止対策を実施。 ※報道関係取材あり(テレビ局3, 新聞社2)</p>
15日	・広報かもがわ号外(新型コロナウイルス特集)
16日	・公共施設の窓口に飛散防止シートを設置開始
17日	<p>・鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部 第2回会議 緊急事態宣言の区域変更について他 緊急事態宣言下における鴨川市の勤務形態について 職場における感染防止の徹底について</p> <p>・鴨川市新型コロナウイルス感染症対策連絡会開催 第2回会議 (本部会議と同内容)</p>
20日	<p>・公共施設の消毒(次亜塩素酸ナトリウム水溶液での清拭)開始</p> <p>・一般職員の分散勤務形態(職員3/2)、教育委員会、ふれあいセンター3課先行実施。</p>
21日	<p>・房総地域へのご来訪を予定されている皆様へ(来訪自粛のお願い) 房総地域8市1町の首長が連名により、来訪自粛のお願い(各市町のホームページ、YouTube で動画メッセージを発信)</p> <p>館山市長 金丸 兼一、木更津市長 渡辺 芳邦 市原市長 小出 譲治、鴨川市長 亀田 郁夫 君津市長 石井 宏子、富津市長 高橋 恭市 袖ヶ浦市長 粕谷 智浩、南房総市長 石井 裕 鋸南町長 白石 治和</p>
24日	・安全安心メール配信(悪質商法・うわさ話に注意)/HP 掲載
25日	・サージカルマスク 2,000 枚の寄贈(市川市在住:匿名)
27日	<p>・サージカルマスク 13,000 枚の寄贈 (株式会社タイセイ 取締役社長 鈴木 功氏、 株式会社ティエムエス 代表取締役 高橋利之氏)</p>

## (2)対処方針

○(改正特措法施行日(令和2年3月14日)以降)

感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)及び特措法(新型インフルエンザ等対策特別措置法)に基づき、適切に対応する。

なお、特措法に基づく緊急事態宣言が発せられるまでの間は、これまでの新型コロナウイルス対策の経過を踏まえて対応するとともに、引き続き関係機関と連携協力し、対策の総合的な

推進を図る。(令和2年2月3日本部決定、3月11日最終改定)

○(改正特措法施行日(令和2年4月7日)以降)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言発令期間は令和2年4月7日から5月6日までとする。

区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県。

緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月7日、新型コロナウイルス等対策本部を、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく市町村対策本部(鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部)に改組し、政府基本的対処方針、県対策本部検定事項並びに本市の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、関係機関等と連携し、新型コロナウイルス対策の総合的な推進を図る。(令和2年4月8日本部決定)

(3)当面の対応及び対応事項(全体及び事務局)

○特措法に基づき国が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び国内の感染動向等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画における国内・県内発生早期の対策として、主に次の事項を実施する。(令和2年2月3日本部決定)

○緊急事態宣言発出により、国が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正)及び国、県内の感染動向等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画における県内感染期の対策として、主に次の事項を実施する。(令和2年4月8日本部決定)

① 県、近隣市町及び医療機関等との緊密な連携を図り、積極的に情報を収集・共有し、市ホームページ及び安全安心メール等を通じて市民に周知する。

② 季節性インフルエンザに準じ、予防やまん延防止のための対策(感染拡大につながるおそれのある行事等の中止・延期、公共施設等の利用制限又は休止等の検討を含む。)を実施する。

③ 感染症法に基づく対応のほか、新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ対応マニュアルに基づく対策におけるフェーズが上がった場合の対応について、確認及び準備を行う。

④ いじめの状況を把握して必要な対策を講じるとともに、風評被害の状況を把握し、その影響を解消・軽減するための取組みを検討する。

- ※いじめ対策については、教育委員会学校教育課で対応
- ※風評被害対策については、建設経済部商工観光課で検討

また、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」等を踏まえ、学校の臨時休校に伴って生じる課題への対応及び事業活動の縮小や雇用への対応等に係る取組みを推進する。(3/30追加事項)

- ※小学校休業等対応助成金・支援金の周知及び中小企業者の資金繰り支援に係る実務については、建設経済部商工観光課で対応

⑤ 安房健康福祉センター及び安房医師会と連携し、医療体制の整備を図る。

- 2/13 安房地域健康危機管理推進会議(保健所)
- 2/18 安房医師会と安房郡市3市1町の打合せ(医師会)
- 3/31 新型コロナウイルス感染症に係る打合せ(医師会、保健所等)
- 4/7 第1回鴨川市・南房総市及び鋸南町の市町長・担当部課長及び国保病院院長会議

⑥ 感染症対策本部の会議については、原則としてフェーズが変わった場合に開催することとし、連絡会については、必要に応じて随時開催する。

- ア 対策本部
- イ 連絡会
- ウ その他
- エ 議会対応